

ようこそ旧三井家下鴨別邸へ

山藤 忠(三井不動産レジデンシャルサービス関西OB)

京都の下鴨神社南側参道の鳥居西側に位置する旧三井家下鴨別邸が、今年10月1日から通年公開になりました。小学生もそれに伴い、当別邸でボランティアとして活動を行っています。



三井家の祖霊社である顕名霊社(あきなれいしゃ)がされ、その参拝の際の休憩所とするため、大正14年(1925)に三井家11家の共有の別邸として、三井北家(総領家)第10代の三井八郎右衛門高棟(たかみね)によって建築されました。建築に際しては、京都木屋町三条にあった三井家木屋町別邸が主屋として移築されました。

戦後は京都家庭裁判所の所長宿舎として、平成19年まで使用されました。平成23年に重要文化財に指定された後、調査、設計、修復工事を行い、通年公開に至りました。公開と同時に関西のみならず、全国各地から多い時で一日800人余りの入館者を数えるまでとなり、邸内および庭園が溢れるばかり、予想以上とっていいかもしれません。

邸内で提供している和菓子付き抹茶(500円)で庭園を眺めながら楽しむ方も多く、我々ボランティアもその対応に忙しくしています。茶室や主屋の2階部分をリーズナブルな価格で借りられることから、来館中に検討される方も沢山いました。

入館者の中には、三井グループOBの方もおられ、三井家の歴史などを綿々とお話をしてくれる方も少なくありません。これもこのボランティア活動しているからこそ、新たな勉強になります。また、京都には三井家に関する邸跡、店舗などの跡が数多くあり、認識を新たにすると同時に、当別邸も新たな京都の名所として、沢山の訪問者が増えることは、間違いなさそうです。

先日、元家庭裁判所長の奥様が来館され、重要文化財に指定される前は雑草も生えていたが、今回の訪問でかくも綺麗に、庭も邸も修復されたのを見て大変感慨深く、驚かれていました。

京都へ来られる際には、是非、下鴨神社と共に、旧三井家下鴨別邸を訪問していただき、明治、大正時代の邸宅を体験し、昨年の朝ドラで放送された『あさが来た』の「広岡 あさ」の手紙(複製)も鑑賞して下さい。



主屋より庭を望む



池より主屋を望む